

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	佐賀県
3. 市区町村名	武雄市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-0-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.takeo.lg.jp/benri/madoguchi/mynumber/000269.html">http://www.city.takeo.lg.jp/benri/madoguchi/mynumber/000269.html</a>

執行機関名 武雄市教育委員会

知事等(教育委員会)が行うその他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	武雄市奨学金貸与条例(平成18年3月1日条例第94条)による奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		武雄市個人番号等の利用等に関する条例(平成27年12月25日条例第25条)別表第1の4項 武雄市奨学金貸与条例(平成18年3月1日条例第94条)による奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	武雄市奨学資金貸与条例(平成18年3月1日条例第94号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、経済的理由により、大学又は高等学校及び高等専門学校(以下「高等学校等」という。)の修学が困難な者に対し奨学資金を貸与し、社会有用の人材を育成することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		・武雄市奨学資金貸与条例 ・武雄市奨学資金貸与条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	武雄市奨学資金貸与条例第4条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第四条の高等学校等就学支援金(同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。ハ及び次号ハにおいて「就学支援金」という。)の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	奨学生の選考に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	武雄市奨学資金貸与条例施行規則第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百十二号)第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う連帯保証人の所得に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 ロ	武雄市奨学資金貸与条例施行規則第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者の世帯情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 ハ	武雄市奨学資金貸与条例第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報	当該申請を行う者の就学支援金に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号	武雄市奨学資金貸与条例第4条

②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての <u>審査</u> に関する事務	奨学生の <u>選考</u> に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号 イ	武雄市奨学資金貸与条例施行規則第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者の保護者等に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う連帯保証人の所得に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号 ロ	武雄市奨学資金貸与条例施行規則第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者の世帯情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号 ハ	武雄市奨学資金貸与条例第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報	当該申請を行う者の就学支援金に関する情報
備考		